

「奈良県高校生等奨学給付金」について (ピンクの紙)

今年度の「奈良県高校生等奨学給付金」の受付を7月1日より開始します。
申請様式をお渡ししますので、申請を希望される方は事務室までご連絡ください。

「奈良県高校生等奨学給付金」は

- 授業料を補助する「高等学校等就学支援金」とは別の制度です。
別々に申請が必要です。
- 条件を満たしていても、申請しないと給付金は支給されません。
高校生がいる非課税世帯が対象です。
- 申請は年1度、毎年申請する必要があります。
申請の時期は7月（今回）です。
- 申請期間を過ぎると、さかのぼって申請することは出来ません。
申請し忘れのないようご注意ください。
- 奨学金ではありませんので、返済の必要はありません。
また、使った内容を申告する必要もありません。
- 支給要件は
 1. 保護者等が奈良県に住所を有していること
 2. 保護者等全員の市町村民税・道府県民税の所得割額が非課税（0円）または生活保護受給世帯であること。

など（詳しくはピンクのチラシをご覧ください）

第1次提出締切 7月31日（金）

第2次提出締切 9月1日（火）

最終提出締切 9月30日（水）午前中 事務室必着

※提出書類に不備があった場合、訂正等をお願いすることになります。

なお、「**家計急変世帯対象の奨学給付金**」の申請も引き続き受付しております。

新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者の収入が激減するなどの家計急変があった、非課税世帯に相当する世帯を対象としています。